

瀬戸市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月28日

瀬戸市議会議長 小島俊介

瀬戸市議会規則第1号

瀬戸市議会傍聴規則の一部を改正する規則

瀬戸市議会傍聴規則（昭和51年瀬戸市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(傍聴席の区分) 第2条 傍聴席は、一般席及び身体障害者車いす席とする。	(傍聴席の区分) 第2条 傍聴席は、一般席、 <u>身体障害者車いす席及び報道関係者席</u> とする。 <u>2 報道関係者席に入ることができる者は、議長の認める報道関係者とする。</u>
(傍聴人の定員) 第4条 傍聴人の定員は <u>50人</u> とし、一般席を <u>47人</u> 、身体障害者車いす席を <u>3人</u> とする。	(傍聴人の定員) 第4条 傍聴人の定員は <u>65人</u> とし、一般席を <u>52人</u> 、身体障害者車いす席を <u>2人</u> 、 <u>報道関係者席を11人</u> とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。